

**盛岡南地区物流拠点整備事業に関する
質問書への回答**

番号	質問項目	質問内容	回答
1	開発区域の設定	応募時点では個々の宅地所有者の意思確認ができないため、想定での計画でよろしいでしょうか？	想定での計画で構いませんが、計画を実現させるための地権者の合意形成に向けた取組なども含めて総合的に評価します。 なお、開発事業候補として選定された場合は、土地利用変更手続のため、地権者の同意を得た上で具体的な開発計画及び建築計画等を提出していただく必要があります。
2	土地利用規制等 (農振・農用地区域)	現状の土地改良施設のうち、本事業の影響により周辺農地の営農に支障を及ぼすケースが予測される施設があればご教示願います。	鹿妻本堰用水路から取水する水路を利用して営農を行っているため、事業区域内での利水が継続する場合（段階的に開発が行われ、一部水田が残る場合）、水路の切替えが必要となります。
3	土地利用規制等 (農振・農用地区域)	農振除外要件を踏まえた開発計画及び建築計画案を提出するためには、開発事前協議及び全地権者からの同意（又は同意を得られた範囲における開発区域の設定）が必要と思われませんが、応募時点では困難であるため、想定での計画でよろしいでしょうか？	1と同様
4	土地利用規制等 (文化財保護法)	埋蔵文化財の発掘調査には地権者の同意が必要だと思われませんが、応募時点では個々の地権者の意思確認ができないため、想定でのスケジュールでよろしいでしょうか？ また、想定外のスケジュール遅延を回避するため、行政の支援をお願いすることはできるでしょうか？	1及び3と同様に、スケジュールについても想定での計画で構いませんが、募集要項の内容に沿っているか、また、妥当性や実現性等があるかなどについて評価します。 また、行政の支援については、現在、事業の進捗状況や各種情報を適切に伝えることにより、事業に対する地権者の理解・協力を得るための取組の実施を検討しているところですが、その中で、発掘調査に関する事項も併せて適切に情報提

			<p>供することにより、スケジュールの遅延の回避につながるものと考えております。</p> <p>その他、開発事業者の選定後についても、開発事業者と市との間において、業務の履行に必要な条件等の協議と調整を行うこととしています。</p>
5	<p>インフラの概要 (農業用施設)</p>	<p>土地改良事業により買収した用地、多面的機能支払交付金を活用して整備した水路等の所在や施設概要をご教示願います。</p>	<p>土地改良事業により買収した土地につきましては、別添資料1でご確認ください。土地の詳細については鹿妻穴堰土地改良区へご確認ください。</p> <p>多面的機能支払交付金を活用して整備した水路の位置及び施設概要は、別添資料2でご確認ください。</p>
6	<p>インフラの概要 開発計画／建築計画</p>	<p>各種インフラの整備計画について、応募時点で関係各課との協議を踏まえた立案は難しいので、想定 of 計画でよろしいでしょうか?</p>	<p>募集要項の内容を踏まえつつ、関係各課及び各管理者との協議等については、調う想定で計画していただいて結構です。</p>